

長期固定金利型住宅ローン（機構買取型）

（平成 26 年 4 月 1 日現在適用中）

	項 目	内 容						
1	商 品 名	長期固定金利型住宅ローン（機構買取型） 「住宅金融支援機構における商品名称は、フラット 35 又はフラット 50」						
2	ご利用いただける方	1. 安定した収入がある方 2. 融資申込時年齢が 70 歳未満の方 フラット 50 については 44 歳未満の方 3. 日本国籍を有する方又は永住許可等を受けている外国人の方 4. 本住宅ローンとその他のお借入金を合わせたすべてのお借入金の年間返済額の年収に占める割合、次の基準以下である方 <table border="1" data-bbox="564 779 1235 869"> <tr> <td>年収</td> <td>400 万円未満</td> <td>400 万円以上</td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>30%以下</td> <td>35%以下</td> </tr> </table> 5. その他、当行所定の取扱基準を満たされる方	年収	400 万円未満	400 万円以上	割合	30%以下	35%以下
年収	400 万円未満	400 万円以上						
割合	30%以下	35%以下						
3	資 金 使 途	1. 自ら所有し、居住する新築住宅の建築・購入、もしくは中古住宅購入資金 2. 自ら所有し、かつ居住するための住宅（主としてその居住の用に供している住宅以外の住宅*セカンドハウス*）を建設又は購入するための資金 3. 自ら所有し、親族が居住する住宅を建設又は購入するための資金 4. 自ら所有し、居住する住宅の借換資金 ・ただし、当初の住宅ローンの返済実績が 1 年以上あり、その間正常にご返済をされている方						
4	ご融資の対象となる住宅	1. 住宅建設費（建設に付随して取得した土地購入資金も含まれます）又は住宅購入資価格が 1 億円以下 2. 住宅金融支援機構が定める技術基準に適合する住宅						
5	ご 融 資 金 額	1. フラット 35 の借入限度額と建築費又は購入価格との割合 ・100 万円以上 8,000 万円以内（1 万円単位） ・建築費又は購入価格の 100%以内 2. フラット 50 の借入限度額と割合 ・100 万円以上 6,000 万円以内（1 万円単位） ・建築費又は購入価格の 60%以内						
6	ご 融 資 期 間	・ 次のいずれか短い期間になります 1. フラット 35 については 15 年以上 35 年以内 ※ただし、申込人ご本人の年齢が 60 歳以上の場合は 10 年以上 フラット 50 については 36 年以上 50 年以内 2. 80 歳－申込時の年齢（1 歳未満切り上げ）						
7	ご 融 資 金 利	・ 固定金利（毎月変動します。窓口にお尋ねくださるか、当行ホームページをご覧ください） ・ ご融資金利はお申込み時金利ではなく、お借入れ時の金利が適用されます						

8	ご返済方法	1. 元金均等毎月払 ボーナス併用払いも可能です 2. 元利均等毎月払 ボーナス併用払いも可能です <注1> 据置きはできません <注2> ボーナス返済部分はご融資金額の40%を限度となります
9	連帯保証人	・ 不要
10	担保	・ 融資対象不動産に住宅金融支援機構が第1順位の抵当権を設定いたします
11	火災保険	・ ご融資対象となる住宅に火災保険をお付けいただきます なお、敷地に抵当権を設定しない場合は、その火災保険請求権に、住宅金融支援機構を質権者とする第1順位の質権を設定いたします
12	団体信用生命保険	・ 機構団体信用生命保険の利用が可能です
13	延滞損害金	・ 年14.5%
14	保証料	・ 必要ありません
15	事務取扱手数料	・ ご融資額×2.16%
16	繰上返済手数料	・ 無料
17	取扱店	・ 宮城県内全営業店

当行が契約している指定紛争解決機関：全国銀行協会

連絡先：全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017-109